

守谷市教育委員会定例会 令和6年3月

1 日 時 令和6年3月29日（金） 午前10時00分～

2 場 所 守谷市役所 庁議室

3 出席者 教育長 町田 香  
教育長職務代理者 河原 健  
教育委員 萩谷 直美  
教育委員 椎名 和良  
教育委員 寺田 弘

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長 小林 伸穂  
教育部参事 古橋 雅文  
教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子  
学校教育課長 前川 優子  
教育指導課長 直井 健治  
給食センター長 鈴木 林  
中央図書館長 平塚 恒子  
事務局員（学校教育課課長補佐）坂本 朋夫

6 傍聴人 なし

1 開会宣言	教育長	午前10時00分 開会を宣言
2 会議録署名委員の指名	教育長	会議録署名人に寺田委員を指名する。
3 議決事項	教育長	議案第11号 令和6年度（令和5年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について説明を求める。
	学校教育課長	本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する

	<p>法律第26条に基づき実施している点検評価につきまして、来年度の実施方針を決定していただく議案となります。</p> <p>目的や実施方法、点検・評価の対象、評価方法、結果報告及び公表まで、今年度と変更ございません。今年度と同様、令和8年度までを計画期間とする教育大綱、こちら議案書の3ページに載せておりますが、こちらの大綱に沿った形で、教育委員会の活動状況のほか、令和5年度の重点事業、施策実現のための主な取組について、目的や達成状況などを数値化し、課題を踏まえた対応方法を明確にして評価を行ってまいります。</p> <p>点検評価委員の皆様の任期は令和6年度までとなっておりますので、今年度と同じメンバーで評価をいただく形となっております。</p>
寺田委員	点検評価は何回を予定か。
学校教育課長	3回を上限で開催を考えております。
教育長	<p>議案第11号 令和6年度（令和5年度対象） 守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について採決する。</p> <p>全員賛成（原案のとおり可決した。）</p>
教育長	続いて、議案第12号を審議する前に、1月の定例教育委員会で保留となりました議案第2号「守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」説明を求める。
学校教育課長	今回、議案第12号を上程させていただきましたが、こちら1月の定例会において、事務の簡素化と交付額の相違をなくすための改正を審議い

	<p>ただきましたが、採決は保留となっておりました。</p> <p>会議終了後、補助金交付決定前に請求する流れは、寺田委員の御指摘のとおり不適切であったということが分かりましたので、そちらの報告をさせていただきましたが、形としては保留のままとなっておりましたので、今回、関係部局と協議いたしまして、要綱上、不備な点を改めて完成させていただくに当たり、議案第2号については取下げをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>議案第2号については取下げとする。</p> <p>それでは、議案第12号「守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」説明を求める。</p>
学校教育課長	<p>本案につきましては、今年度4月から運用を開始した中で、申請時の交付決定額と大会開催後に確定する必要経費とが異なる事例が多くなったことから、当初は、事務の簡素化と交付額の相違をなくすための改定を目指しましたが、交付決定後でないと概算払い請求も完了払いもできないということで、その後も検討はいたしましたが、事務の簡素化につなげることはできませんでした。</p> <p>今回、申請時の交付決定額と大会開催後に確定する必要経費とが異なる場合に適切な処理ができるよう、変更申請を行うという流れを追加いたしました。</p> <p>具体的には、第8条として、交付決定後に金額が変更となった場合に、申請内容を変更するための変更申請書を提出すること。第9条として、申請された内容を審査して変更決定通知を行うこと。そのための様式の追加と、その後の条づれを</p>

	<p>行っております。手続的には流れが一つ増えた形となります、運用上は正しい金額を1回で申請できるよう、事前に十分な事前審査を行っていきたいと考えております。</p>
寺田委員	<p>要綱等、法規法令等の修正につきましては、基本的なものを踏まえた上で事務の簡素化につながるような形での対応をお願いしたい。</p>
椎名委員	<p>現場にいた立場から言うと、大会の交付金は、差はあるもので。1回戦、2回戦、準決勝、決勝と進み、1回戦で負ければ、帰ってくるので、それを返すという事務手續が必ず出てくる。</p> <p>問題は、各学校で、何の種目は何人までと決めたことに対しての、それは一線きちっと引いておいて。卓球部なんていうのは非常に多くて、100人もいて100人連れていくわけにはいかないので、団体何人でプラス何人って、それは線引きしていくしかない。</p>
教育長	<p>議案第12号「守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」採決する。</p> <p>全員賛成（原案のとおり可決した。）</p>
教育長	<p>議案第13号「守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について」説明を求める。</p>
学校教育課長	<p>本案につきましては、給食費の公会計化に伴い、就学援助認定者の給食費を市から直接給食センターに支払うことで、認定世帯の経済的負担を軽減するため行う改正となっております。</p> <p>現在、学校給食費の徴収事務は各小中学校長に委任されており、各小中学校が保護者から徴収し</p>

た給食費を会計管理者に入金する流れとなっていました。

就学援助の準要保護世帯認定者の給食費につきましても、各学校で毎月徴収し、認定世帯に対しては、年に2回の就学援助費支給時に、給食費を含めた援助費を学校教育課が支払うという形となっており、認定世帯は、一時的に数か月分立替払いを行う形となっておりました。令和6年からは、給食センターが保護者から直接徴収することとなるため、給食センターに御協力をいただくことでこの立替払いをなくしていく予定となっております。

具体的には、準要保護認定者データを給食センターと共有させていただくことで、給食センターは、対象者に対して給食費徴収を行わないような手続を行っていただき、対象者分の給食費については、当課が就学援助費を保護者に支払うタイミングとなる10月と3月に、センターに直接振り込む形に変更いたします。

この変更により、準要保護世帯は給食費の立替払いがなくなり、経済的負担が軽減されることとなり、保護者側からすると、給食を現物支給されている形となります。

ただし、就学援助の認定は、前年度の世帯所得で審査する4月の認定と、当年度の世帯所得で審査する6月の認定、そのほか随時申請による随時の認定があり、給食センターの徴収除外手続のスケジュールに認定が間に合わなかった世帯については、1か月の立替払いがどうしても発生してしまいます。

例えば、令和5年度の世帯所得は税務課窓口で6月1日に交付となり、その後に申請いただいてから滞納状況などの審査を経て、中旬頃に認定されるという形となります。そのため、その時点では認定世帯情報を給食センターさんと共有しても、7月1日引落し対象者から除外する手続が間に合わず、1

	<p>か月分は引き落とされてしまうという形となります。</p> <p>そのため、6月の認定者や随時の認定者は、1か月分の立替払いが発生することとなります、その分は、給食センターのほうから個別に還付していただき、就学援助費を支払う時期に、学校教育課がその分をセンターに払い込む形にしていきたいと考えております。</p> <p>具体的には、第8条、援助費の交付について定める条文の中に、学校給食費を給食センターに支払うことで給食による現物支給となる旨、こちらを追記したほか、就学援助費認定通知書となる様式第3号に、学校給食費を実費としていた部分を現物支給に変更し、認定時期により立替払いとなってしまうケースについて、アスタリスクの「認定の時期の都合上、給食費が引き落としになった場合は、還付いたします。」と注記する形で示しております。</p>
河原委員	就学援助のほうは、これで結構だが、生活保護のほうの対応というのは、同様にするのか。
学校教育課長	生活保護の方は、給食費が徴収されておりませんので。準要保護だけが、手続上、今まで立替払いが発生してしまっていたという状況でした。
寺田委員	内部で統制し、総務課とも協議して決定になっているので、間違いないと思うが、先ほどの説明の中で、様式の3号の中で、認定時期の都合上、給食費が引き落としになった場合については還付いたしますということは、この条文の改正の中で見ると、認定者はと、認定の時点でもう現物支給ですよという文面で読める。先ほどだと、認定の時期によっては、やむを得ず現金で引き落としてしまう可能性がありますよと。その場合につい

	<p>では還付しますよと。ちょっと食い違うような感じがするが、その辺は先ほどの様式のほうに入れおくから、それでよろしいという理解か。それとも、この文面というのは、そういうことを含めた形で可能性があるような内容も記載すべきなのではないか。</p>
学校教育課長	<p>場合により、認定したタイミングが引き落としを除外する手続に間に合わない場合は、どうしてもその月、認定された月から無料にはなるのですけれども、その分の引き落としが発生してしまうという事実があるという話を総務課に話し、この様式でよいだろうということでした。</p>
寺田委員	<p>もしこれで不都合な面、もう少し正確に書いたほうがいいですよというものがあれば、その時点で適正な改正に努めていただきたい。</p>
教育長	<p>議案第13号「守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について」採決する。</p> <p>全員賛成（原案のとおり可決した。）</p>
教育長	<p>議案第14号「守谷市通学区域審議会の委員の選出について」の説明を求める。</p>
学校教育課長	<p>本案は、守谷市通学区域審議会における審議事項が、令和6年度から守谷市立小中学校の適正配置に関する内容となるほか、教職員の人事異動及びPTA役員の改正があることから、守谷市通学区域審議会条例第2条第2項及び第3条第2項に基づき、新たに委員を委嘱するための選任依頼を行ってよいか、議決をいただくものです。</p> <p>現在の委員は、主に黒内小学校適正規模対策、こちらを検討するために、黒内小学校区の地域の方や該当校及び関係校の学校長、PTA会長、こちら</p>

を構成委員として14名、そのほか、つくば市で通学区域審議会長を務める筑波大学教授を含め計15名とすることについて、昨年4月に議決いただいた構成となっております。

その際も、関係団体に選出依頼を行っておりますが、依頼時には、任期は原則令和5年度とし、審議状況により、令和6年度まで延長または選出地区等の変更の可能性があることをお伝え済みとなっております。今回、年度の切替に当たり、校長の変更やPTA会長の改選が見込まれること、また、令和6年度からは、審議事項が黒内小学校対策から市全体の小中学校の適正規模適正配置の方針を検討していく内容に移行するため、市全体を見据えた御意見が頂けるよう、学校関係や中学校区ごとの選出、地域からは各地区のまちづくり協議会から委員を選出していただき、全体で上限の20名にしていきたいと考えております。

なお、守谷地区につきましては全部で5地区となるため、本来5名の選出となります。A地区は守谷小学校区と郷州小学校区、E地区は守谷小学校区となり、その学区を含むみずき野地区とE地区が構成員に入っていることから、今回は守谷地区としては、B、C、Dから選出された委員に就任継続をお願いする形で考えております。

このことにつきまして、昨年の3月の教育委員会において、委員の入替えではなく、これまでの審議経過を分かっている方に継続していただく方向とするよう皆様から御意見を頂いておりますので、就任継続を依頼できる方については残つていただき、必要な部分を新しく入っていただくというような形にしていきたいと考えております。

本日、選任依頼を行うことについて御承認いただけましたら、依頼先団体に選任依頼通知を打診いたしまして、4月の定例会にて委員委嘱についての議案を上程していきたいと考えております。

	<p>説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
寺田委員	<p>現在の委員さんの任期は、いつからいつまでか。</p>
学校教育課長	<p>現在の方に対しては、原則は令和5年度。ただ審議状況により、令和6年度まで継続の可能性もありますということで依頼をしております。 任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。また、特定の職により委嘱された委員にあっては、その職を離れたときは、委員の資格を失うものとするとしております。</p>
寺田委員	<p>諮問書では、どのような形で諮問内容していたのか。黒内小学校だけの諮問でいたのか、それとも、全体的な形までの今回、全体的な見直しというお話ですから、そこまでを含んだ形で諮問をしたのか。</p>
学校教育課長	<p>諮問書としては、1通の中に諮問事項を二つ書いておりました。そちらについては、答申期限を別々に定めた形です。</p>
寺田委員	<p>今回新たに選任して協議をしようとする内容については、諮問の中には入っていなかったという理解でよろしいか。</p>
学校教育課長	<p>1枚の諮問の中に諮問事項を2点書いておきまして、答申期限を別々にして諮問を行っていたということです。</p>
寺田委員	<p>そういう流れにおいて、こういう形で新たに任命するというのは、いかがなものかなと。人事異動、改選等が入ったならば、その方だけでよろしいのかなと。相手全部を任命替えするのではなく</p>

	<p>て。というのは、その任期の話と、これで諮問は終了ですよといえば、それかもしれないが、辞表を取るのか取らないのか。</p> <p>先ほど言ったとおり、諮問では、そういうのまでお願いしますよと、諮問してくださいよという形で諮問しているのか。</p>
学校教育課長	諮問しております。
寺田委員	ということは、今回の令和6年度分までお願いしたいよというような意向も踏まえて委嘱しているということではないか。
学校教育課長	令和6年度までの諮問案件も含めた形で諮問をさせていただきまして、依頼した際は、令和6年度以降、任期は基本、令和5年度までで、場合により、令和6年度以降の継続も可能性としてありますというような形で依頼しております。
寺田委員	申し訳ないが、同じ人をなるべく入れていきたいよと。そうやってお願いしますよと。それはそれで結構なのですが、過去の経緯というのを当然踏まえた上で審議をお願いしたほうが、より効果がてくると思うので、全部の入替えではなくて、人事異動並びに改選があった方のみでの入替でいいのではないか。
学校教育課長	追加したのは、北守谷地区まちづくり協議会、大野地区まちづくり協議会、高野地区まちづくり協議会、大井沢地区まちづくり協議会、みずき野地区まちづくり協議会、5名の方を全く新しい方として入れたような形になります。
	あとは、校長会長の中とPTA連絡協議会の中で、今年度は会長でしたが、来年度は副会長になる方、学校のPTAから抜けられる方などもいらっしゃるので、その改正も踏まえた上で、新たに選任

	<p>選出をしていただくに当たり、中学校区から、その小学校のPTA会長でもいいですし、中学校のPTA会長でもいいですし、要は選任する地区を中学校区ごとにお願いをしております。</p>
寺田委員	<p>私の思うには、一番校長の中で任期いつまでですかって、任期があるのに、任期があるという前提で思っていたので、任期があるという中で、新たに任命するのは何でかという思いがあった。</p> <p>この中で改選とか人事異動とかがあって、当然その人を入れ替えなくちゃならないよというのであるならば、それはそれで結構だが、この全面入替えみたいな委嘱の選任の仕方というのは、ちょっと異論があったので、説明をしてもらった。</p>
河原委員	<p>諮問と答申というその流れの事務手続上、これでいいかというところに疑問があったと思うのだが、私は、メンバーとして充て職で入っている方は、当然辞められたり、退職される校長先生がいたりとか、代わりの方が入ってきたりなんかいろいろするし、一応答申としては、黒内小学校関係は、3月に1回答申しており、これから先の審議はどのようにになってくるのか分らないが、議会で取り上げられたりとか様々する中で、傍聴者が出たりとか、それから今後は審議しないのが附帯事項でいっぱい入っていた学区変更の件などは、今後の審議では全く触れないで行くのか、わからないが、様々な経緯を知っている方が、充て職だからといって、がらっと全部変わってしまうのには、いささか不安があると感じた。</p> <p>できるだけ多くの方に継続して残ってもらって、新しい人は新しい人で入ってもらうんですけど、人数に余裕があるのだとすれば、例えば退職した校長先生なんかでも、必要があれば、教育委員会が特に認めた者の枠の中で審議会に参加して、そんなことも可能かと考えていた。</p>

	<p>経緯が全く関係なく新しい事項を審議できるならいいが、これまでのことを多少引きずりながらやるのかなと思うので、経過を知っている方、事情をいろいろ分かっている方にできるだけ多く残ってもらうような。B、C、Dの選出者は継続就任依頼予定というふうになっていますけれども、いろいろな形で、残っていただけるようなメンバー選出をされたらいいと考える。</p> <p>ちなみに何人ぐらい残る予定か。</p>
学校教育課長	<p>校長会で確実に残るのは3人です。それからPTA連絡協議会でも、確実に残るのが3人です。筑波大学の方はそのままお願いをし、なので、どちらかというと、校長会とPTA連絡協議会のほうは、小規模校も入れていくというような形で、前回までは、大規模校に係る対策だけをもんできましたので。まち協は。B、C、D地区はそのままです。</p>
河原委員	<p>完全にこれまでの黒内小学校の過大規模解決のための審議と、それから守谷市全体の将来にわたっての適正配置の審議というのが、きっちと全くスパッと分けられるのであれば、メンバーが変わっても全然問題ないと。</p> <p>実は自分の経験は、適正配置審議会というのは、別審議会にしたのです。通学区域審議会ではなくて、適正配置審議会というのを置いて、それは全然違うメンバー。並行して審議会二つを流しているような経験をしているので、切り離せればいいのですけれども、多分切り離せないのかなと思うので、これまでの経緯をよく知っていたり、正直言って、記録はあれですけど、行政側の意向とかちゃんと理解してくれたり、発言してくれたり、リードしててくれた今までの審議会の中でいろいろな附帯事項とかもあるので、そういうのを理解してくださる方は、この充て職の枠から外れたとしても、何かの形で入れて審議会が続けら</p>

	<p>れたらよいのではないか。</p>
寺田委員	<p>期間がない中で多分やる話になるのかなと思うが、どのくらいの期間の審議を考えているか。</p>
学校教育課長	<p>答申をもらうまでに形をあらかた決めるのは、年末までに何とかと思っています。パブリックコメントが必要になってくるものだと思いますので、それを受け、最終的にまとまった形として答申を頂くので、答申としては、来年度末までと考えております</p>
寺田委員	<p>今回の新たな委嘱する審議委員については、基本、全体的とはいいうものの、概ね短期間の中で黒内小、黒内小から進学される中学校、そこを重点的な形での適正配置という話にと思うが、最低でも年度内、12月までに答申をもらえればなという形になれば、そんなに余裕はない期間での審議になる。</p>
学校教育課長	<p>過大規模対策だけではなくて、小規模の対策も進めて、本当に市内全体の小中学校を適正規模で全部維持していくべきか、それとも統廃合が行われるべきなのか、その辺の議論からやっていきたいと考えています。</p> <p>今回は、市の方針になりますので、本来は市の方針があって黒内小学校の対策がやれればよかったです、今回は、黒内小学校が本当にすぐに手を入れないと間に合わないというところで、順番が逆になってしまったというところがあります。ですので、令和6年度中に市の大きな方針として決めていきつつ、なので、その方針の中で、その規模の黒内小学校は、引き続き何か対策を講じていくことが必要だよねというふうな結論になるのかなと思っています。</p> <p>それは河原委員もおっしゃったとおり、私たち</p>

		<p>としても、本来は組織が二つあればよかったというような話は実は内部ではしていました。なので、二つは今つくれないのでですが、その答申を作る中で、例えば分科会ですとか、そういう地域ごとに何か具体的な対策をもまなければいけないときの体制も構築するということも含めて検討していければなというところを事務局では今考えております。</p>
	寺田委員	<p>任期についても、できれば明確な形で任期を示すよう、お願いする。</p>
	教育長	<p>議案第14号「守谷市通学区域審議会の委員の選出について」採決をする。</p> <p>全員賛成（原案のとおり「可決」した。）</p>
協議事項	教育長	<p>協議第2号「守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明を求める。</p>
	生涯学習課長	<p>本案は地方自治法第180条の2の規定に基づきまして、補助執行する市長の権限に属する事務である児童クラブ運営事業において、黒内小学校児童クラブの待機児童対策による部屋の増設に伴いまして、新たに児童クラブの名称と定員を設けることについて、御協議を求めるものになります。</p> <p>黒内小学校児童クラブについては、これまで専用室8部屋、こちらは定員320人になりますが、これに加えて、感染症対策に応じて臨時的に一部屋増設して対応をしてまいりましたが、令和6年4月1日からは、さらに利用児童が増えることを予測して、守谷中学校コミュニティルーム及び校舎内の図工室を借用することで、定員を100人増員いたします。</p>

	<p>なお、申込状況につきましては、通年、1年間利用する方が361人、夏休みなど長期休業期間のみの利用が62人、合計427人ですので、長期休業期間には学校に協力を求めて、さらに、あと一部屋ないし二部屋借用する予定になっております。</p> <p>今回御協議いただいた内容については、市長決裁を経て令和6年4月1日から執行させていただきたいと思います。</p>
椎名委員	黒内の図工室を使われる。危ないものいっぱいありますので、1回見に行ったほうがいいだろう。
生涯学習課長	担当では確認しております。
椎名委員	いろいろな楽しいものは危険なものですから、けがなどないように、よろしくお願ひしたい。
萩谷委員	コミュニティルームまでの徒歩の道順って、どんな感じか。途中のカーブを飛ばす車がある。
生涯学習課長	<p>できるだけ公衆用道路を通らないように中央公民館の敷地などを通って、多少、公道を通過することは、誘導の方を増すなどしており、また地域の方にも見守りをお願いしています。</p> <p>また、低学年は行かせられないで、4年生と6年生の60人弱を予定しております。図工室には5年生を行かせる予定です。</p>
寺田委員	今度、その後も、多分黒内小の児童が増えるという話になると、ある程度想定して、どうするかというやつをまいとかないと大変と思うので、よろしくお願ひしたい。
生涯学習課長	学校教育課のほうと共有して、スクールバス導

	<p>入も頭に入れて、児童クラブも対応していきたいと思います。</p>
教育長	<p>以上で協議第2号を協議終了する。 続いて協議第3号「守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金交付要綱の制定について」説明を求める。</p>
生涯学習課長	<p>本案は、地方自治法第182条の2の規定に基づきまして、補助執行する市長の権限に属する事務である補助金の交付事業において、スポーツ少年団の選手を大会に派遣するための費用を補助するため、要綱を制定することについて御協議を求めるものです。</p> <p>守谷市スポーツ少年団所属チームが県大会以上の大会に出場する際の遠征費については、これまで内部規定によりまして基準を設けて助成してきたところですが、補助金の額を見直すことに併せて、改めて交付対象大会や対象者、また対象経費等、それと申請から交付までの流れですか、各場面における提出書類を明確にするため、要綱を制定するものになります。</p> <p>事前に寺田委員から、3点ほど質問と御意見を頂いておりますので、その見解について先に説明させていただきたいと思います。</p> <p>1点目は、第2条の交付対象大会の第1項第3号のその他市長が補助金を交付することが適當と認める大会について、第1号、県大会、それと第2号、関東大会以上の大会以外の例えば近隣で行われるような大会も該当するように読み取れるが、これはどのような大会を指しているかとの御質問でした。</p> <p>これについては、比較的自由に参加できるような近隣大会に対応するものではございません。例えば、関東大会などで予選大会ですか、選考会を経ずに過去の実績を考慮して、競技団体から推</p>

薦を受けて大会に出場するケースなどもありまして、選考方法が第1号と第2号と異なるケースもございます。特にコロナ禍ではそういったことが数件ありますので、そのようなケースは、第3号に該当させることができると今後も考えております。

いずれにしても、これは県大会以上の大会に派遣をする際の補助金ですので、県大会以上の大会が該当するということになり、補助金の額としては、その後の第5条にあるのですけれども、第1項の県大会もしくは第2項、関東大会以上の大会が該当することになります。寺田委員からは現状の表現では、それが判別できないという御意見でしたけれども、事務局としては、派遣する大会のあらゆるケースに対応できるように設けた項目ですので、改めて県大会以上の大会が該当することが分かるような表現をつけ加えたほうがよいのか否か、関係部局とよく協議検討をして告示をしたいと思います。

2点目は、第3条、交付対象者と第6条の申請者が異なっても問題はないのかとの質問でした。こちらについては、交付対象者については大会に派遣する選手と指導者と引率者になります。そして申請者については、第1条の趣旨にあるように、スポーツ少年団に加盟する団体に交付するといった補助金ですので、該当少年団の代表として申請する人を指しておりますが、必ずしも交付対象者とは限りません。むしろ実情を申し上げますと、団長さんが申請者となるケースがほとんどで、補助金についても団に交付するものになりますので、このような表現になりました。

そして、3点目なのですけれども、こちらは第6条の3行目の大会の開催日までに部分について、開催日前日までに提出してもらうようにしなくて差し支えないのかという御意見を頂きました。

	<p>実情では、これまでも内部規定で運用してきた中で、大概のチームは前もって相談がありまして、事前に提出いただいているのがほとんどではありますけれども、求める書類が開催日近くにならないと手に入らないというケースも多々ありますし、そのうなのですけれども、大会終了後に提出されても受領することはできないので、関係部局と協議をいたしましたところ、今回の条文にうたいました開催日までにという表現にすれば、その時点を限界にして、それより前の時点に提出するということで読み取れるという判断になりますして、この表現になったものです。</p> <p>以上が事前に頂いた3点となります。</p> <p>今回御協議いただいた内容については、先に頂いた御意見を含めまして、法令担当と差し支える表現がないか、修正が必要なところがないかなどをもう一度確認をした後に、市長決裁を得て、令和4年4月1日から施行させていただきたいと思います。</p>
寺田委員	<p>通常、補助金の交付については、交付決定、補助金決定、交付申請という流れになっていると思うが、今回の大会派遣補助金と、それから別途作っております市の補助金交付要綱等々を見ると、補助金交付には期限を切っているような補助金になっていると思う。今回は、期限は切ってあるものの、大会当日までという形になので、違うのかなと。</p> <p>当然、補助金の交付決定があって初めてその申請が行われるというスタート台に立つと思うので、なるべく前日までにもらうような形でお願したい。</p>
生涯学習課長	分かりました。
教育長	それでは、協議第3号を終了する。

5 報告事項	<p>教育長 報告第3号「令和6年守谷市議会3月定例月議会について」説明を求める。</p> <p>教育部長 令和6年の3月の定例月議会に上程いたしました教育委員会所管の議案等につきまして、3月28日に採決され、その結果について御報告をさせていただきます。</p> <p>初めに、報告1番の議案第23号 守谷市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例につきまして報告いたします。</p> <p>学校体育施設の開放開始時刻の変更及び体育館に設置された空調設備の使用料を設定する条例の一部改正につきまして、全員賛成で可決をいただいたというところでございます。</p> <p>次に、報告2番の議案第27号 令和5年度守谷市一般会計補正予算(第7号)につきましては、2月の定例教育委員会で承認いただきました施設修繕費用等の繰越であるとか、入札差金等の減額、それから電気料の減額ということで、補正額のほうは全て変更なく、全員賛成という形で可決をさせていただきましたので、報告とさせていただきます。</p> <p>さらに、報告3番の議案第33号 令和6年度守谷市一般会計予算につきましては、要求額どおり、賛成多数で議案は承認をいただきました。教育委員会のほうでは、今年以上に来年度は大規模な施設の改修工事であるとか、また、いじめ、不登校対策など新しい取組も始まりますので、計画どおり事業が執行できるように、しっかりと執行管理に、それから事務事業評価等行っていきたいと考えております。</p> <p>次に、報告4番の市制に関する一般質問への対応となります。</p> <p>5名の新人議員さんが加わった初めての一般質問ということで、今回は20名中15名の議員</p>
--------	---

から通告がありまして、教育委員会に関連する質問は、そのうち5名の議員から質問がございました。

初めに3番の梶岡議員なのですが、梶岡議員のほうからは、小学校の新設と給食費の無償化の二つの項目について質問がございました。

小学校の新設につきましては、黒内小学校の過大規模校への対策として、北園保育所周辺に新設校の建設を求めるというような内容でございまして、回答の要旨としましては、今回の通学審議会では、令和8年度に児童数のピークを迎える推計結果となっていることから、早急に黒内小学校の過大規模校対策を審議する必要があり、まずは令和6年度、それから令和7年度の対策を優先して審議し、学校の新設については、今後、中長期的な視点で市内全体の小中学校を適正規模適正配置とするための方針を作成する中で検討していく予定であること。

さらに、市長からも、企画課、都市計画課等の部署を交えて政策的な観点で検討する指示が出されていますので、関係部署を集めて部を横断した協議を始める旨を回答させていただきました。

それから、二つ目の質問の給食費の無償化については、県内のほうでも無償化を始める自治体が増えているが、守谷市でできない理由、それから今後検討していくのかといった御質問があり、実施に踏み切れていない理由としましては、約3億8,000万円もの多額の費用を全額市が公費負担として継続的に実施することは、ほかの事業に影響を及ぼす可能性があることや財源確保の問題から実施には至っていないということ。

また、国のことども未来戦略方針による対策を注視しながら、国からの財源措置を確認した上で保護者の負担軽減策を探っていきたい旨を回答しております。

次に、4番の山田議員になります。

	<p>山田議員からは、市内小中学校の児童生徒数格差の対策についてと題して、市内小中学校の児童数、それから学級数の現状や、特別支援学級数、先生の体制、それから避難訓練時の特別支援学級在籍児童への配慮についての質問がございました。</p> <p>特別支援学級の生徒につきましては、訓練の際は不安を抱かせることのないよう事前に訓練があることを伝え、訓練時には、担任の先生や介護補助員が誘導を支援するなどして対応しているということでお答えをさせていただいております。</p> <p>次に、8番の山本議員となります。</p> <p>山本議員からはラーニングの導入についての質問がありました。児童生徒が校外での体験活動を通じて、保護者と活動できる日を年間5日間取ができるという制度で、守谷市でそういった制度を取り入れる予定があるのか、またその利点は何かとの質問がございまして、これから社会においては、自己のあり方や生き方を考えながら課題を解決する力を身につくこと、悩みや不安を家族とともに考える機会にもつながるということが期待できるということから、4月、5月に児童生徒、保護者への周知を経て、6月頃から本格導入したい旨を回答しております。</p> <p>次に、11番の高梨議員からになります。</p> <p>高梨議員からは、守谷駅西口階段下にあるTX開業記念モニュメントが老朽化しているので、交換することができないのかとの質問がございました。</p> <p>モニュメントにつきましては、平成20年11月に開催された国民文化祭いばらき2008を記念して制作されたもので、デザイン監修を当時の文化協会会长が行い、製作には市民有志の方々が関わっており、関係者の方々の意見を伺う必要がある旨を回答してございます。</p>
--	--

	<p>最後に、15番の渡辺秀一議員からは、梶岡議員と同じように、黒内小学校区内への新設校設置と、公共施設予約システムについての質問がございました。</p> <p>まず新設校の設置については、これまでの通学審議会での審議内容や学校新設の判断は最終的に誰が判断するのかとの質問がございまして、審議内容については、令和6年度と令和7年度との対応を優先して審議してきたことや、新設は先ほど梶岡議員のところでもお答えしましたが、市内全体の小中学校の適正規模適正配置方針の中で検討している予定であること。また、最終判断は市長となるが、意思決定の過程におきましては、総合教育会議での協議を経る必要があることをお伝えさせていただきました。</p> <p>最後に、報告5番の議案第10号 守谷市教育長の任命についてでございます。</p> <p>3月31日付で任期満了となります町田教育長の再任につきましては、全員賛成で同意をいただきましたので、健康に留意され、引き続き頑張っていただけるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上が簡単ではございますが、報告第3号の内容となります。</p>
教育長	<p>報告第4号は、守谷市いじめ重大事態調査委員会からの報告書について個人に関する案件であるため、非公開として審議するべきであるため、非公開としたい。</p> <p>全員異議なし（非公開とした）</p>
教育長	<p>報告第4号「守谷市いじめ重大事態調査委員会からの報告書について」説明を求める。</p>
教育指導課長	(内容説明)

	教育長	報告 4 号について終了する。
6 その他	教育長	次回の定例会の日程 ・日時 令和 6 年 4 月 25 日 (木曜日) 午後 1 時 30 分～ ・場所 守谷市役所 全員協議会室
	教育長	午後 0 時 05 分閉会を宣言

会議録署名人	寺 田 三郎
--------	--------